

石川県公報

令和4年3月14日(月曜日)

号 外

(第19号)

目 次

目	次
公安委員会 ○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	1
○石川県公安委員会等が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2

公安委員会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月十四日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十三条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第四十四条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十条」を「第四十八条―第五十一条」に、「第五十一条」を「第五十二条」に、「第五十二条・第五十三条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第六条第十号中「収受」を「接受」に改める。

第十一条中「五課」を「六課」に、「生活安全捜査課」を「生活安全捜査課
サイバー犯罪対策課」に改める。

第十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

第五十三条を第五十四条とし、第十七条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

(サイバー犯罪対策課)

第十七条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- サイバー犯罪(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。以下この条において同じ。)の取締り(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- サイバー犯罪の予防に関すること。
- サイバー犯罪の取締りの支援に関すること。
- サイバーセキュリティ戦略の企画及び総合調整に関すること。

別表第一中「第四十九条関係」を「第五十条関係」に改め、金沢中警察署の部とがし交番の項中「円光寺町」を削り、同表金沢西警察署の部金沢西警察署所在地の項中「金石御船町」の下に「金石上越前町」を加え、同表安原交番の項中「いなほ二丁目」の下に「いなほ三丁目」を加え、同表大聖寺警察署の部動橋駐在所の項中「高塚町」の下に「庄町(イ、ロの部)、桑原町(ニ、ヘの部)」を加え、同表山代交番の項中「庄町」を「庄町(イ、ロの部を除く。)」に、「桑原町」を「桑原町(ニ、ヘの部を除く。)」に改める。

別表第二及び別表第三中「第五十条関係」を「第五十一条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月二十八日から施行する。

石川県公安委員会等が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十四日

石川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県公安委員会等が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会等が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十年石川県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

第一条中「公安委員会等が所管する手続等を、」を「この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)第十一条及び」に改め、「基づき、」の下に「公安委員会等が所管する手続等を、」を加え、「おいては、条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則に定めるところによる」を「関し、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 石川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)、石川県警察本部長及び警察署長をいう。
- 二 法令等 法律、法律に基づく命令及び条例等をいう。
- 三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 四 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- 五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第八号及び情報通信技術利用条例第二条第六号に規定する申請等をいう。
- 六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術利用条例第一条第七号に規定する処分通知等をいう。
- 七 縦覧等 情報通信技術活用法第三条第十号及び情報通信技術利用条例第二条第八号に規定する縦覧等をいう。
- 八 作成等 情報通信技術活用法第三条第十一号及び情報通信技術利用条例第二条第九号に規定する作成等をいう。
- 九 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法及び情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

第四条第一項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例」に改め、「使用に係る電子計算機」の下に「(公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通して接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)」を加え、同条第五項中「条例等」を「法令等」に改める。

第九条を削る。

第八条第一項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用条例第四条第四項及び同条例」を「情報通信技術活用法第七条第四項及び第九条第三項並びに情報通信技術利用条例第四条第四項及び」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「公安委員会等は、」の下に「情報通信技術活用法第九条第一項又は」を加え、同条を第八条とする。

第六条中「公安委員会等は、」の下に「情報通信技術活用法第八条第一項又は」を加え、同条を第七条とする。

第五条第三項中「公安委員会等は、」の下に「情報通信技術活用法第七条第一項又は」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術活用法第六条第五項又は情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付

情報により納付する方法とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

